# (第16回) AIと知的財産を巡る米国内の 議論の動き



(一財) 知的財産研究教育財団知的財産研究所ワシントン事務所所長 蛭田 敦(HIRUTA Atsushi)

# 1. はじめに

今号が私にとって初めてのワシントン便りの寄稿 となるので、まずは私と知的財産研究教育財団との 関係を含め、自己紹介をしたい。

私は2023年6月中旬から知的財産研究所ワシントン事務所での業務を行っている。米国での滞在は2度目であり、2011年7月から2013年6月まではBoston Universityのロースクールで客員研究員をさせていただいた。ちょうど10年を経て訪れた米国は懐かしさもあれば新しさもあるが、日常生活において何よりも変化を感じるのは物価の上昇である。店頭で目にする値札を二度見することも少なくなく、ドル円の為替レートの変化もあって、実感としては物価が2倍以上になっているように感じる。日本でも値上げに関するニュースを多く目にしていたものの、米国の物価を見ると、日本は激安なのかもしれないと思えてくる。日本の製品やサービスの品質を併せて考えると、ますますその思いは強くなる。

ところで、私は、特許庁で各種の施策に関する企画・検討に関わってきた。法令や特許庁の運用を変更する際には、産業構造審議会などで特許庁外の専門家を含めた議論が行われる。当然のことながら、法令や運用の変更に関する議論をするには、議論の背景となる課題、海外の状況、ユーザーの意見などを正確に把握する必要があり、事前準備として調査研究が行われている。知的財産研究教育財団は特許庁からの委託を受けて調査研究に数多く携わっており、私は特許庁側の担当者として、知的財産研究教育財団の研究員の方々と複数の調査研究を実施させていただいた。特許庁からの要望に応えて尽力してくれた研究員の方々には今でも深く感謝している。

私がIPジャーナルに寄稿するのは、AIがテーマ

とされていた創刊号以来、これが2度目である。上 述の調査研究の1つである「AIを活用した創作や 3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保 護の在り方に関する調査研究」を担当していた頃 に、寄稿の話をいただいた。特許庁では複数の職員 が本件に関わっていたところ、誰が書くかで駆け引 きが発生したが、結果的には法的問題がメインだろ うということで、当時の総務課で法規班長だった私 が担当することになった。上述の調査研究では様々 な観点を取り扱っているが、その多くは現在でも世 界中で継続的に議論されており、調査研究の課題設 定は妥当であったと考えられ、また、その当時とし ては十分な検討ができていたと思われる。これも何 かの縁だと思われるので、今回は渡米後に接した AIに関するトピックを中心に紹介する。AIに関す るニュースは次々と報告されているが、執筆のタイ ミングの都合により、本稿は2023年9月末までの情 報に基づいて記載することにする。本稿が発出され るまでに情報更新があり得る点はご容赦願いたい。

図1 IPジャーナルVol.1



# 2. ワシントン D.C. について

AIの話に入る前に、「ワシントン便り」らしく、 ワシントンD.C.の様子についても触れたい。私は 10年前にもワシントンD.C.を訪問しているが、ホ ワイトハウスや議事堂、ワシントン記念塔といった ランドマークが米国の威厳を示している様子には以 前と変わらない印象を受ける。一方で、スミソニア ン博物館の一部では事前予約が必要になったと聞い ており、10年前の感覚で街を歩くと思いどおりに いかないこともある。この10年の間にダレス国際 空港とワシントンD.C.のダウンタウンとがメトロ のシルバーラインで結ばれており、ワシントン D.C.郊外への移動がしやすくなったようである。 もっとも、シルバーラインは運行本数が少なく、日 本ほど時間どおりに動くわけではなさそうなので、 利用する際には余裕を持って行動する必要がありそ うである。

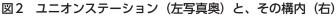
私は業務上でワシントンD.C.とNYとを往来する 場合には、Amtrakという長距離電車を利用してい る。日本の新幹線ほどの快適さは感じないものの、 ワシントンD.C.とNYとを3~4時間で移動できる 手段として、十分だと感じられる。運賃は早期に購 入するほど安くなる仕組みになっており、最安で片 道20ドル程度のチケットも目にしたことがあるが、 直前になると100ドルを超えることが多いため、で きる限り早くチケットを確保するようにしている。 10年前は紙に印刷されたチケットが車内で確認さ れる姿の方が多かった印象であるが、現在はほとん

どの乗客がスマートフォンでEチケット(二次元 バーコード)を提示しており、ペーパーレスが進ん でいるように思われる。野球観戦のチケットも、以 前は安全を期して紙に印刷したEチケットを会場に 持ち込んだものだが、日本人選手の活躍を見るため に先日足を運んだ試合では、スマートフォン以外で は表示できないタイプのチケットが利用されてい て、時代が進んだように感じられた。以前のスマー トフォンは、あれば便利なツールという印象であっ たが、必需品になりつつあると感じる。

電車移動においてワシントンD.C.の玄関となる ユニオンステーションの写真を紹介する。 COVID19の影響が残っているのか、駅構内の商業 スペースには空きスペースも散見された。様々なオ フィスビルを訪問すると、閑散としているところも 多く、テレワークも浸透しているようである。米国 特許商標庁(USPTO)でもアレクサンドリアにあ る5つのビルのうち、2つの賃貸契約を解除する予 定となっており、それにより、不動産会社が窮地に 陥るのではないかという懸念を示すニュースも目に した。オフィスビルの管理会社にとっては悩ましい 状況が続くのかもしれない。

#### AIが雇用を奪う?

AIに関しては日々何かしらのニュースを目にし ているが、AIを利用することに対する不安と、AI を利用しないことに対する不安とが入り混じってお り、AIの良しあしを評価するのは難しい。元来、







人は様々なツールを開発し、それによって人手による作業を自動化し、生活を豊かにしてきたのだと考えると、AIという新たなツールの登場で、生活がより便利に、より豊かになったと考えればよいのかもしれない。他方、人手による作業が減ることを歓迎しつつも、人手が不要になることや人が軽んじられることに対する懸念は確実に存在する。

2023年7月にハリウッドでの大規模なストライキに関するニュースが報じられた。先行していた脚本家組合(Writers Guild of America: WGA)によるストライキ中に、俳優組合(The Screen Actors Guild: SAG)によるストライキが重なった点で、ハリウッドにおけるストライキとしても大規模なものとなったようである。労働組合が正当な報酬を求めるものという観点では珍しくないのだが、AIが絡んでいるところが興味深い。

報道によれば、AIによって脚本家の業務や若手俳優の出演機会が減少しているようである。映画を鑑賞する側から見ると、脚本がAIにより作成されたものであるかどうかは分からないが、脇役をCGで代替するといった技術は度々メディアで紹介されているので、AIによって人の出番が奪われている事実はあるのかもしれない。

9月下旬には脚本家組合のストライキについて暫定合意したとの報道があった。ハリウッドのストライキが5カ月弱も継続したのは数十年ぶりとのことである。合意文書の概要は公開されており¹、その中にはAIに関する合意項目もある。同項目では、AIが脚本家に置き換わることはないことを確認しつつ、脚本家がAIの使用を強要されないこと、脚本家の作品を無断でAIの学習に利用しないことなどが規定されており、脚本家の権利を保護する方針が読み取れる。他方、条件付きではあるが、脚本家が創作過程においてAIを利用することは許容されており、脚本家側でもAIの有用性は認識されているように見受けられる。

#### 図3 連邦議事堂の東側



## 4. AIに関する米国議会の動き

AIに関しては様々な論点があるため、米国議会にあっても様々なフォーラムで議論が行われているが、知的財産に関する議論を中心に紹介したい。

米国議会は日本と同様に上院と下院とで構成され ているが、上院司法委員会知的財産小委員会では、 Coons議員、Tillis議員が中心となってAIに関連す る公聴会を開いた。2023年6月7日には「Artificial Intelligence and Intellectual Property - Part I: Patents, Innovation, and Competition」、また、同 年7月12日 に は「Artificial Intelligence and Intellectual Property - Part II: Copyright」と題 した公聴会が行われた。公聴会の様子は動画で配信 されており<sup>2</sup>、著作権に関する公聴会の冒頭では余 興もあるので、興味のある方には視聴されることを 勧めたい。また、下院では、上院よりも先行して 2023年5月17日に「Artificial Intelligence and Intellectual Property: Part I - Interoperability of AI and Copyright Law」と題した公聴会が実施さ れている<sup>3</sup>。

いずれの公聴会においても、産業界やアカデミア から様々な有識者が専門家として参加しており、ま ずは専門家がそれぞれに意見を述べ、それに対して 公聴会に参加している議員が順番に質問していくス タイルで議論が進められる。筆者の感想にすぎない

 $<sup>1 \</sup>quad https://www.wgacontract2023.org/the-campaign/summary-of-the-2023-wga-mba$ 

<sup>2</sup> https://www.judiciary.senate.gov/committee-activity/hearings

<sup>3</sup> https://judiciary.house.gov/committee-activity/hearings/artificial-intelligence-and-intellectual-property-part-i

#### 図4 ホワイトハウス (鉄格子の奥)



が、AIはツールであって、創作をサポートするも のであるという理解が米国内でも一般的なように感 じられる。その上で、AIのサポートを受けた発明 などが、現在の米国制度の下で、適切に保護されて いるのか、同発明の保護が不十分であるために、外 国にAIの開発などで後れを取っていないかといっ た問題提起がなされている。

上院では、2023年の春以降、「Oversight of A.I.: Rules for Artificial Intelligence」(5月16日)、 「Artificial Intelligence and Human Rights」(6月13 日)、「Oversight of A.I.: Principles for Regulation」 (7月25日)、「Oversight of A.I.: Legislating on Artificial Intelligence」(9月12日) と、上述した特 許・著作権関連以外にも次々と公聴会が実施されて いる。主に話題として挙がっているのはAIの利用 が安全かどうか、AIの学習に不当にデータが利用 されていないかといったものであり、規制の要否が 検討されている様子である。大統領選挙を控えてい る中で、米国議会にも様々な動きがあるが、AIが 話題から外れることはなさそうである。

# 5. AIに関する米国裁判所の動き

まずは、生成系AIにより得られた作品が著作物 なのかという論点に関する動きを紹介したい。2023 年8月18日に、ワシントンD.C.連邦地裁は、AIが 生成した作品は著作権法で保護されない旨を判示し た。この事件は、AI開発者Stephen Thaler氏がAI により生成された二次元画像を著作権登録しようと

#### 図5 米国最高裁判所(連邦議事堂と対面)



したところ、米国著作権局により同出願の登録が拒 絶されたことを不服としてUSCOを提訴したもの である。Thaler氏は、AI「DABUS」の開発者であ り、同氏がDABUSを発明者として世界中に特許出 願したことでも知られている。米国でDABUSが発 明者になれるかという点については裁判で争われた が、米国連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)は、発明 者が自然人でならなければならないとする判決を下 した。同判決に対しては上告されたものの、2023 年4月24日に最高裁判所は棄却したため、同事件は 終結している。

判決を見る限り、上述の特許の事件ではAIが発 明者となれるかが争われており、AIによる生成物 が特許法の保護対象になるかどうかは不透明である が、著作権の事件ではAIによる生成物が著作権法 の保護対象とならないとされている点で興味深い。 AIによる生成物が著作権法の保護対象とならない のであれば、AIは著作権法上の著作権者にもなり 得ないのであろう。そうすると、例えば、絵画を目 にしたときに、それが人手による創作であるのか、 AIによる生成物であるのかを判断する手段が必要 となる。報道によれば、AI生成物を区別するため の識別情報として利用するための透かし (watermark) を開発した企業もあるようである。 これは、AIによる生成物のクオリティが、人の創 作物のレベルにまで高まっているということを示し ているようにも思える。AIによる生成物に関する データがAIの追加学習に利用されるようになると、

AIの生成物のクオリティが下がるという声もあるが、今後の動向が注目される。

生成系AIに関する裁判関連情報として、生成系 AIのサービス企業に対する著作権者からの訴訟提 起が相次いでいる点も紹介する。これらの裁判のほ とんどは、生成系AIの学習過程で、訴訟を提起し た著作権者らの著作物が無断で利用されたというも のであり、複数の著作権者が集団訴訟として訴訟提 起している点が特徴的である。「私が書いた記事を AIの学習に利用しない限り、AIがこのような回答 を示すはずがない」といった主張がなされているよ うであるが、生成過程がブラックボックス化されて いるAI生成物を対象とした訴訟において、著作権 者がどのように立証し、裁判所がどのような判断を するのか注目したい。著作権者と生成系AIのサー ビス企業との間で、著作物に関するデータ利用契約 が成立したというニュースも目にすることから、こ れらの訴訟が和解により解決する可能性もある。ま た、AIの学習用データの収集に利用される手段の 開示により、学習用データの透明性を高める動きも ある。ウェブサイトから機械的にデータ収集する仕 組み(クローラ)をブロックすることで、著作物の 無断利用を制限するといった方策などが報じられて いる。

## 6. AI に関する米国行政機関の動き

米国特許商標庁(USPTO)は、2023年2月にAIの利用状況や AIを利用して得た発明に関する意見募集を実施するなど、AIに関する現状把握と今後の制度・運用に関する検討を進めている。また、USPTOは、AI and Emerging Technology Partnershipという枠組みを構築し、複数回にわたってイベントを開催しており、2023年9月27日には、AI/ET Partnership Series の第4回目イベントとして、「AI tools and data」をテーマに議論が行われた。対面とオンラインとのハイブリッドで開催された同イベントでは様々なトピックについて登壇者の意見が紹介されたが、AI自体や今後のAI技術の到達レベルの不透明性などもあり、やや抽象的で地に足の着いた議論になりにくい印象を受けた。

図6 USPTOのアトリウム



他方、特許情報に関するデータをAIの学習に利用するに当たっては、まず利用者がデータの性格を知ることが大事だという話題などもあり、前職で特許情報に関わっていた私には興味深い内容も含まれていた。

また、AIの利活用という観点で、USPTOは、2023年8月25日にAIを利用したサービスを提供する企業に向けて、関連情報の提供を呼び掛けた。これは、USPTOが利用する先行技術調査にAIを活用し、サーチ結果の順位付けなどを高精度に行うために、民間企業の知識を得るためのものである。USPTOは公共向けにウェブサイトの検索機能の充実化や、特許出願管理システムであるPatent Centerの改良、新たな商標検索サービスの提供などを進めている。USPTOが蓄積した技術は、USPTO内部での利用により審査の質のさらなる向上に寄与することが期待されるだけでなく、公共サービスを通じて特許出願人などによる先行技術調査にも活用されるのかもしれない。

USPTOのVidal長官は、様々なメディアを利用してUSPTOの活動を報告している。上述の9月下旬に開かれたAI関連イベントの2日後には、USPTOウェブサイトの「Director's Blog: the latest from USPTO leadership」において、AIと知的財産に関する取組が報告された<sup>4</sup>。この中で、これまでに

130万件超の検索においてUSPTOの審査官が AI ツールを用いたこと、60か国の外国文献の検索も 可能となること、そして、このAIツールを公共利 用可能なものとするための方法を検討している旨が 説明されている。また、AIツールは、意匠や商標 のイメージ検索などにも利用されそうである。加え て、USPTOの審査官に向けたAI関連研修の実施 や、AIを活用して創作された発明の発明者を明確 にする方法の検討が進められていることなどが紹介 されている。

次に、米国著作権局(USCO)の動きであるが、 同局は、AIによって生成された作品の著作権の扱 いやAIの学習用データへの著作物の使用など、AI が提起する課題などを検討するための「AI Initiative」を2023年3月に開始した。同年4月から 5月にかけては文学作品、映像作品、音楽作品と いった、それぞれの作品形態における著作権法上の 課題を聴取するためのリスニング・セッションや ウェビナーを実施するなど、AIに関する議論が進 められた。そして、2023年8月30日には、次に示 す質問項目を含む形で、生成系AIに関する意見募 集が開始された。

#### <一般的な質問>

- ・生成系AIのメリットと著作権法上のリスクにつ いてどのように考えるか。また、現在、クリエイ ターや技術開発者にどのような影響を及ぼしてい
- ・著作権とAIに関連して、他国で採用されている 法的アプローチで、米国で検討又は回避するべき ものはあるか。

## <AI開発・学習段階>

- ・著作権で保護されたどのような教材がAIの学習 に使用され、それらの教材はどのように収集・管 理されているのか。
- ・著作物をAIの学習に使用する際に、どの程度ま で著作権者からライセンスを受けているか。

・どのような状況であれば、AIを学習させるため に著作物を無許可で使用することが許されると考 えるか。

#### <透明性と記録の管理>

- ・著作権者が自身の著作物が学習用教材として使用 されたかどうかを判断できるようにするため、 AI開発者は使用した教材に関する記録の収集・ 保持・開示を義務付けられるべきか。
- ・AIの学習に著作物が使用されたことを著作権者 に通知する義務があるとすれば、具体的にどのよ うな義務を課すべきか。

#### < 生成系 AI と著作物性>

- ・著作権法上、生成系AIを使用する人が、AIに よって生成された作品の著作者とみなされるべき 状況はあるか。あるとすれば、その判断にはどの ような要素が関係するか。
- ・人であることが著作者要件に含まれる旨(human authorship requirement) を明確にするため、又 はAIが生成した作品が著作権保護の対象となる 場合を判断するための追加的な基準を示すため に、著作権法の改正は必要か。

# <生成系AIと権利侵害>

- ・AIが生成した作品は、複製権や二次的著作物の 権利など、著作物の排他的権利を侵害することが あるか。あるとすれば、どのような状況においてか。
- ・AI開発者が、使用した学習用教材に関する記録 を保持しない場合、著作権者はどのようにして複 製の要素を証明することができるか。
- ・AIが生成した作品が著作物を侵害することが判 明した場合、誰が責任を負うべきか。生成AIの 開発者、AIが組み込まれたシステムの開発者、 システムのエンドユーザーか。

#### <ラベリング>

・AIによって生成された作品にラベル付けするこ

<sup>4</sup> https://www.uspto.gov/blog/director/entry/latest-updates-on-artificial-intelligence

とを、法律によって義務付けるべきか。義務付け が必要である場合に誰がAIによって作成された 作品であると特定する責任を負うべきか。

・ラベル付けが義務とされる場合、作品にラベルを 付けないことやラベルを削除する行為をどのよう に扱うべきか。

これらの質問事項は、数年前から認識されている 課題に関するものという印象があり、現在のAI関 連技術のレベルやユーザーの意識を把握することが 目的であるように思える。AI関連技術は着実に進 められているが、知的財産に関する法的整理を劇的 に変えるような変化は、今のところ感じられない。

## 7. おわりに

今回は、継続的な議論が行われているAIをテーマとして、米国でニュースになったことを中心に、私自身の感想も交えながら紹介した。トピックは尽きないものの、少なくとも現在AIと呼ばれているものは、発明者として適格性を有しないということが裁判で確認されるなど、少しずつ議論は進展していくものと考えられる。ただし、今後AIがより人に近い存在になるならば、これまでの議論の前提を見直して、改めて議論することが必要になるのかもしれない。

本稿の作成に当たり難しかったのは「表現」であ る。上述の裁判例を見ると、AIは、人とは異なる 存在として表現する必要がありそうである。そうす ると、AIと人とを同一視するように見える表現は 避けるべきかもしれない。例えば、「AIが創作した 作品」は、単に擬人法を利用した表現ともいえる が、AIは人ではないという論点を扱う上では、AI が「創作」という人と同じ行為をするかのように連 想させ得る点で利用しにくい。また、AIにより生 成された作品が著作物でないと整理されるならば、 これも悩ましい。例えば「AIにより生成された絵 画」という表現はどうだろうか。絵画は著作権法で 保護される客体たる著作物であるはずだが、AIに より生成されている以上は著作権法で保護される著 作物ではないということになる。著作権法で保護さ れるものを「著作物」、保護されないものを「AI著 作物」とでも表現すれば区別できるのだろうか。絵 画 (のように認識され得るもの) が著作権法で保護 される著作物であるかどうかを判断するに当たり、 目に見える客体ではなく、目に見えない作成主体が 判断基準となるのは何とも興味深い。本稿では、で きるだけ整理して記載するように試みたが、誤解を 生じさせるような表現が残っている場合にはご容赦 願いたい。

## 蛭田敦(HIRUTA Atsushi)

2002年に特許庁に入庁。特許審査官、審判官のほか、審査基準室長補佐(基準企画班長)、総務課長補佐(法規班長)、審判課審判企画室課長補佐、調整課長補佐(企画調査班長)、特許情報室長などを経験。2011年7月から2013年6月まで客員研究員としてボストン大学ロースクールに滞在。2023年6月から現職(ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務)。